平成２１年（フ）第８３６８号
東京都江戸川区南葛西３丁目10―５―203
破産者　柳原　建一
1　決定年月日　平成21年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第８３９０号
東京都新宿区余丁町６―９―101
破産者　西山　尚志
1　決定年月日　平成21年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第８３９９号
東京都港区南麻布３丁目21―14―207
破産者　服部　　一
1　決定年月日　平成21年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第８５１４号
神奈川県横浜市戸塚区品濃町524―13―214
破産者　望月　隆一
1　決定年月日　平成21年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第８５３１号
東京都墨田区文花１丁目30―14―101
破産者　森本　直人
1　決定年月日　平成21年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第８５８６号
茨城県龍ケ崎市藤ケ丘３丁目13―16
破産者　町田　祐美
1　決定年月日　平成21年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第８６０３号
茨城県水戸市赤塚１丁目2080―１―Ａ―101
破産者　軽部　隆洋
1　決定年月日　平成21年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（フ）第３３８２号
福岡市博多区博多駅東３丁目３番16号
破産者　株式会社クラーリヒト
1　決定年月日　平成21年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２０年（フ）第４１０９号
札幌市清田区美しが丘５条６丁目８番１号
破産者　有限会社ファミリーライフ高橋
1　決定年月日　平成21年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２０年（フ）第１２８１号
埼玉県上尾市愛宕１丁目16番16号
破産者　株式会社アライ電器
1　決定年月日　平成21年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成１９年（フ）第３６９号
千葉県松戸市松戸1864番地
破産者　株式会社Ｏ・Ｓ・Ｍ
1　決定年月日　平成21年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第８９号
千葉県松戸市新松戸３丁目292番地　曙マンション402号
破産者　杉山　隆英
1　決定年月日　平成21年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第１０９号
千葉県松戸市小金448番地の２　サンハイツ大森107号
破産者　松岡　重人
1　決定年月日　平成21年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第１５０号
千葉県柏市塚崎625番地２
破産者　吉澤　信夫
1　決定年月日　平成21年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第２０３号
群馬県桐生市広沢町１丁目2624―２星野喜八郎方、開始決定時の住所千葉県松戸市栄町４丁目195番地の５
破産者　星野　徳雄
1　決定年月日　平成21年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第２３１号
千葉県松戸市新田字毛無山30番地
破産者　有限会社大徳商店
1　決定年月日　平成21年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第２３２号
千葉県松戸市稔台８丁目10番地の16ハイトマンション102号、開始決定時の住所千葉県松戸市松戸新田94番地の177
破産者　尾形　　功
1　決定年月日　平成21年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第２６０号
千葉県野田市木間ケ瀬594番地１
破産者　丸山　明彦
1　決定年月日　平成21年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２０年（フ）第１５６９５号
東京都杉並区梅里２丁目25―13―1411
破産者　橋本　清實
1　決定年月日　平成21年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（フ）第１９７７１号
神奈川県横浜市保土ケ谷区川辺町２―２―Ａ―701
破産者　荒井美恵子
1　決定年月日　平成21年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（フ）第２０６８８号
東京都練馬区西大泉１丁目29―２―３
破産者　高橋　政治
1　決定年月日　平成21年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（フ）第２２９５６号
東京都荒川区東尾久３丁目24―６―102
破産者　藤井　明弘
1　決定年月日　平成21年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２５７０号
東京都荒川区南千住７丁目31―３―610
破産者　根城　祥彦
1　決定年月日　平成21年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部